

令和4年度 市町決算の概要

1 決算規模

令和4年度の市町の決算規模は、歳入総額、歳出総額ともに過去2番目であった前年度決算額を下回ったものの、いずれも過去3番目の規模となった。

歳入においては、地方税は増加したものの、国庫支出金、地方債等が減少したことにより、前年度比103億17百万円の減（▲1.5%）となった。

歳出においては、物件費や補助費等、積立金は増加したものの、扶助費や普通建設事業費などが減少したことにより、前年度比98億38百万円の減（▲1.5%）となった。

令和4年度の県内市町の普通会計決算額は、

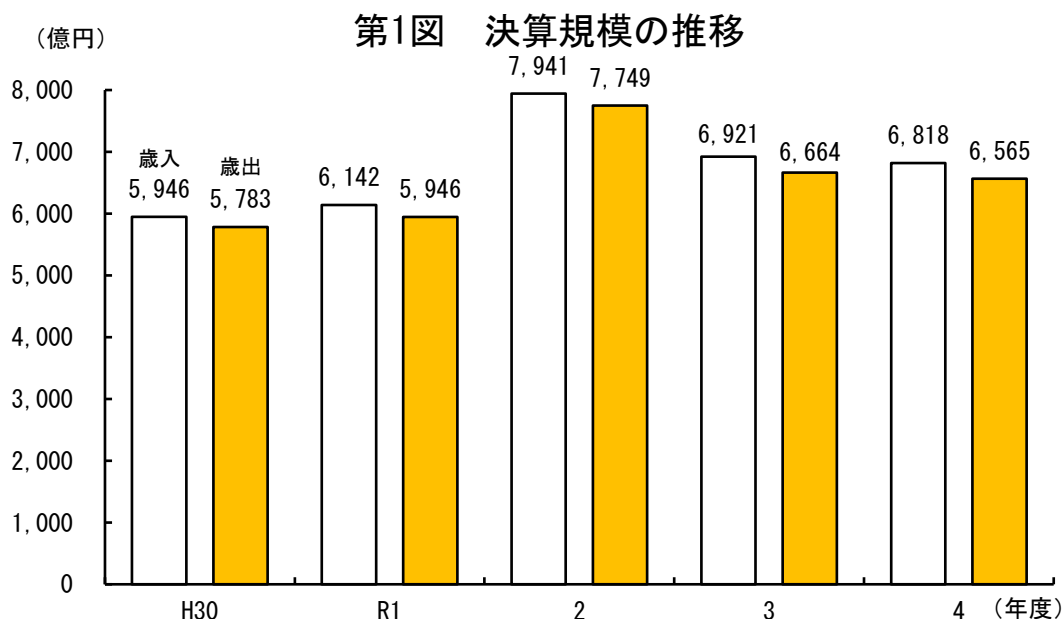
歳入 6,818億1百万円（前年度6,921億18百万円）

歳出 6,565億46百万円（前年度6,663億83百万円）

であり、前年度に比べると、歳入が103億17百万円（対前年度比1.5%減）減少、歳出が98億38百万円（同1.5%減）減少した。団体区分別にみると、歳入が都市で1.6%減、町で0.3%減、歳出が都市で1.4%減、町で2.5%減となっている。

歳入の減少については、法人市町民税や固定資産税の増加により地方税が増加した一方で、子育て世帯への臨時特別給付や住民税非課税世帯に対する臨時特別給付等の減少により国庫支出金が、臨時財政対策債の減少等により地方債が減少したことなどによるものである。

歳出の減少については、一部事務組合の新設や消防庁舎整備に係る事業費の増に伴い補助費等が増加した一方で、子育て世帯への臨時特別給付や住民税非課税世帯に対する臨時特別給付等の減少により扶助費が、環境施設整備事業やスポーツ施設整備の進捗による事業費の減により普通建設事業費が減少したことなどによるものである。



2 決算収支

市町全体の実質収支は黒字であり、全団体が40年連続で黒字を計上している。

実質単年度収支は、財政調整基金の積立金が減少し、取崩額が大きく増加したことにより、前年度より黒字幅が減少した。

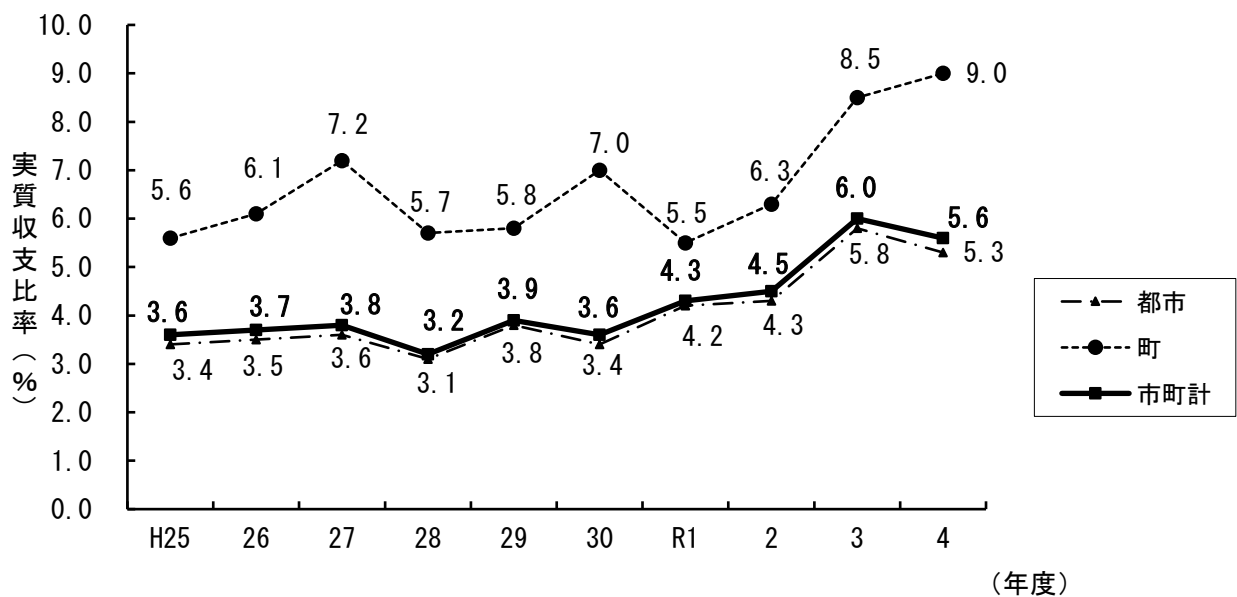
(1) 実質収支

令和4年度における歳入歳出差引額（形式収支）は、252億56百万円の黒字で、これから翌年度に繰り越すべき財源54億85百万円を控除した実質収支は、197億70百万円の黒字となっている。

実質収支は、前年度（218億25百万円）に比べ20億55百万円減少しており、昭和58年度以降40年連続して全団体が黒字となっている。

実質収支比率（標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）に対する実質収支額の割合）は、都市が5.3%、町が9.0%で、市町全体では5.6%（前年度6.0%）となっている。

第2図 実質収支比率の推移



(2) 単年度収支

単年度収支（当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額）は、都市は赤字となった一方、町で黒字となり、県計では20億55百万円の赤字となった。

また、赤字の団体数は、19団体中12団体（10市2町）となっている。

(3) 実質単年度収支

実質単年度収支（単年度収支額に財政調整基金への積立額および地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩額を差し引いた額）は、都市は黒字、町は赤字となり、県計では59億65百万円の黒字となっている。

3 歳 入

令和4年度の歳入決算額は、6,818億1百万円で、前年度に比べ103億17百万円、1.5%減少している。

これは、法人市町民税や固定資産税の増加により市町村税が前年度比113億15百万円、5.1%増加、繰入金が前年度比76億19百万円、57.1%増加した一方、子育て世帯への臨時特別給付や住民税非課税世帯への臨時特別給付等の減少により国庫支出金が前年度比258億44百万円、17.4%減少、地方債が前年度比154億48百万円、29.1%減少したことなどによる。

なお、歳入に占める一般財源の構成比は、前年度比2.2ポイント増の56.3%となった。

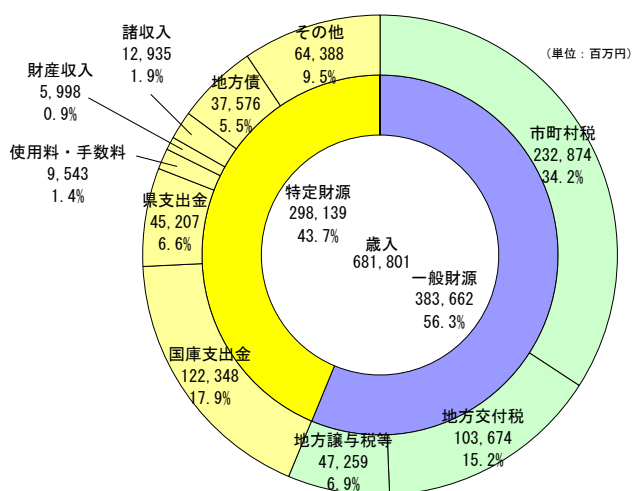
(1) 歳入構造

歳入決算額の内訳をみると、市町村税：2,328億74百万円（歳入総額に占める構成比34.2%）、地方交付税：1,036億74百万円（同15.2%）、国庫支出金：1,223億48百万円（同17.9%）、県支出金：452億7百万円（同6.6%）が主なものである。

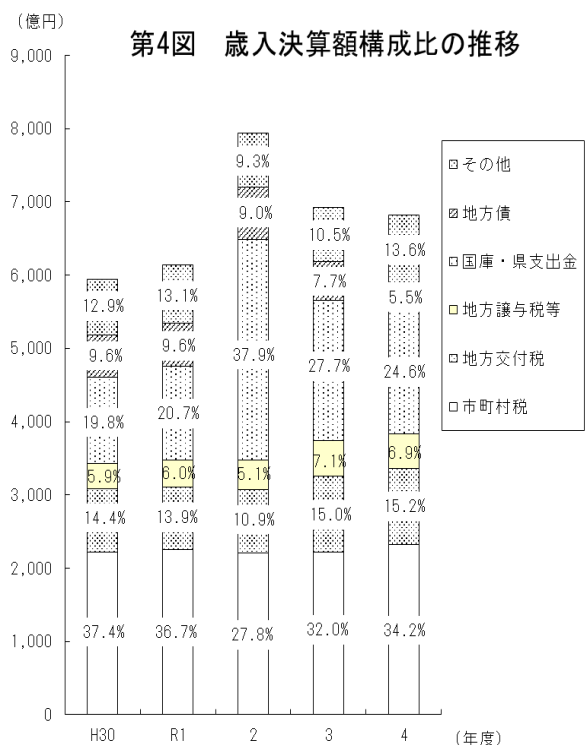
団体区別に歳入総額に占める構成比の上位3科目をみると、都市においては、市町村税：34.4%（前年度32.2%）、国庫支出金：18.2%（前年度21.8%）、地方交付税：14.8%（同14.5%）に対し、町においては、市町村税：31.1%（同29.9%）、地方交付税：20.9%（同21.7%）、国庫支出金：14.2%（同16.0%）となっており、都市において市町村税の占める割合が町より3.3ポイント高く、地方交付税の占める割合が6.1ポイント低くなったため、町より依存財源の占める割合が低くなっている。

また、市町村税、地方交付税および地方譲与税等の一般財源は、3,836億62百万円で、前年度に比べ94億42百万円増加しており、歳入総額に占める構成比は、56.3%と前年度（54.1%）から2.2ポイント増加した。

第3図 歳入の状況



第4図 歳入決算額構成比の推移



(2) 歳入項目別の状況

市町村税は、法人市町民税や固定資産税等の増加により、前年度比5.1%増、113億15百万円の増加となった。

地方特例交付金等は新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の一部措置終了により、前年度比63.1%減、31億17百万円の減少となった。

国庫支出金は子育て世帯への臨時特例給付や住民税非課税世帯への臨時特別給付等の減少により、前年度比17.4%減、258億44百万円の減少となった。

県税交付金は、地方消費税交付金等や法人事業税交付金の増加により、前年度比3.2%増、12億75百万円の増加となった。

繰入金は、財政調整基金取崩等の増加により、前年度比57.1%増、76億19百万円の増加となった。

地方債は、臨時財政対策債の減少等により、前年度比29.1%減、154億48百万円の減少となっており、臨時財政対策債は前年度比63.4%減の83億2百万円であった。

自主財源と依存財源の構成状況は下表のとおりであり、自主財源比率は前年度比5.2ポイント増加し47.8%となった。この要因は、市町村税等の自主財源総額が増加し、国庫支出金や地方債等の依存財源総額は減少したことによるものである。

自主財源と依存財源の構成状況

(単位 百万円、%)

区 分	令和4年度		令和3年度		比較	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A) - (B)	(A) - (B) / (B)
自主財源	325,737	47.8	294,635	42.6	31,103	10.6
市町村税	232,874	34.2	221,559	32.0	11,315	5.1
諸収入	12,935	1.9	12,867	1.9	68	0.5
使用料・手数料	9,543	1.4	9,062	1.3	482	5.3
その他	70,385	10.3	51,147	7.4	19,238	37.6
依存財源	356,064	52.2	397,483	57.4	▲ 41,419	▲ 10.4
地方交付税	103,674	15.2	103,737	15.0	▲ 63	▲ 0.1
国庫・県支出金	167,555	24.6	191,638	27.7	▲ 24,083	▲ 12.6
地方債	37,576	5.5	53,024	7.7	▲ 15,448	▲ 29.1
その他	47,259	6.9	49,085	7.1	▲ 1,826	▲ 3.7
合計	681,801	100.0	692,118	100.0	▲ 10,317	▲ 1.5

4 歳 出

令和4年度の歳出決算額は、6,565億46百万円で、前年度に比べ98億38百万円、1.5%減少している。

目的別構成比では、民生費が全体の約4割(38.1%)を占めている。

性質別では、「義務的経費」が、扶助費の減等により前年度比4.9%減、3,124億3百万円、「投資的経費」が、その大半を占める普通建設事業費の減により、前年度比15.5%減の629億5百万円となった。

(1) 目的別歳出の状況

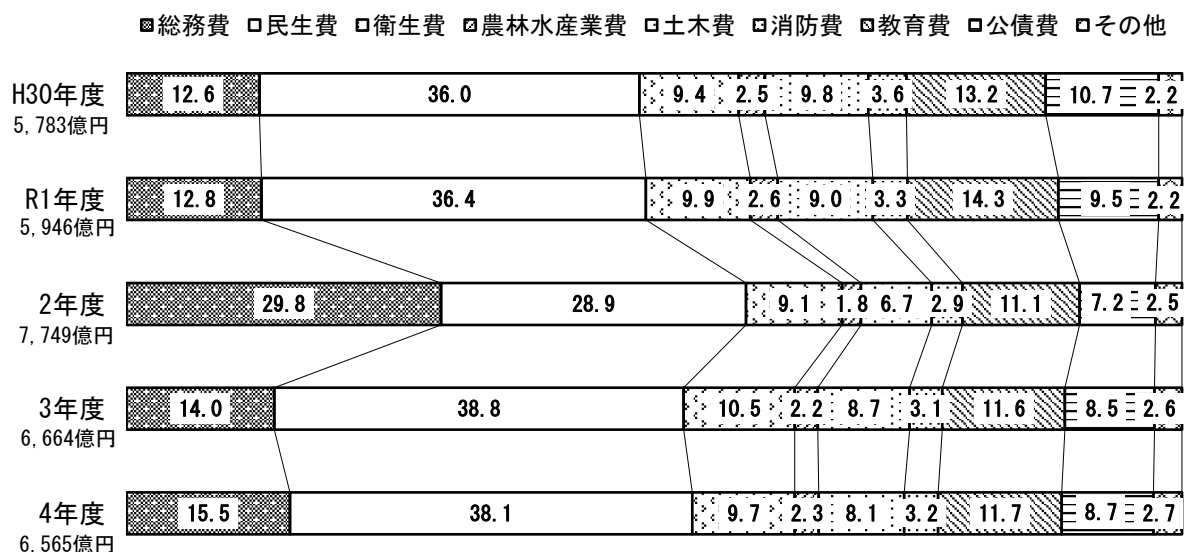
決算額の前年度比では、総務費は、各種積立金の増加や庁舎整備事業の経費増加等により前年度比84億6百万円の増(9.0ポイント増)となった。一方で、民生費は、子育て世帯への臨時特例給付や住民税非課税世帯への臨時特別給付等の減少により、前年度と比べ82億66百万円の減(3.2ポイント減)、衛生費は、環境施設整備事業の進捗等により、前年度と比べ63億6百万円の減(9.0ポイント減)、土木費は、市営住宅に要する経費や除排雪経費の減少により、前年度と比べ45億92百万円の減(7.9ポイント減)となった。

また、歳出総額に占める構成比は、民生費(歳出総額に占める構成比38.1%)が最も高く、総務費(同15.5%)、教育費(同11.7%)、衛生費(同9.7%)、公債費(同8.7%)と続いている。

なお、10年前(平成24年度)の決算額と比較すると、決算額全体が29%の増となる中、総務費は51%の増、民生費は48%の増、衛生費は29%の増となっている一方、公債費は12%の減となっている。

第5図 目的別歳出決算額構成比の推移

(単位：%)



(2) 性質別歳出の状況

歳出決算額の性質別内訳は、義務的経費 3,124 億 3 百万円(歳出総額に占める構成比 47.6%)、投資的経費 629 億 5 百万円(同 9.6%)、一般行政経費 1,873 億 80 百万円(同 28.5%)となっている。

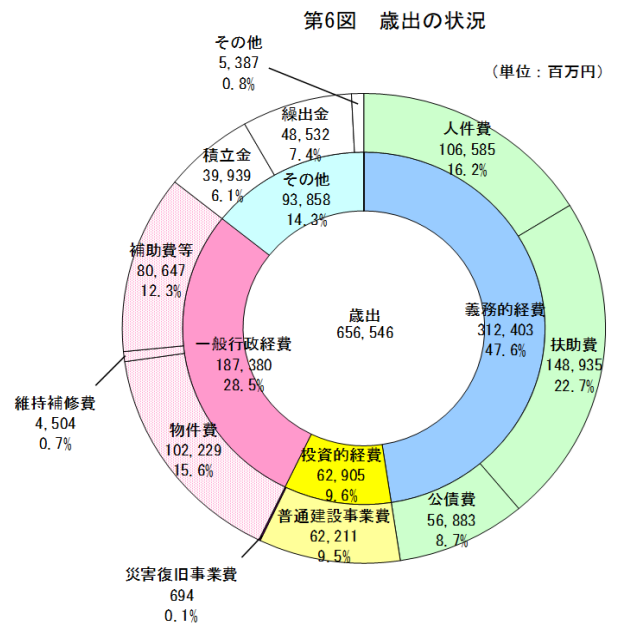
前年度と比べると、義務的経費の割合は 1.7 ポイント減、投資的経費が 1.6 ポイント減、一般行政経費が 2.0 ポイント増となっている。

義務的経費のうち、人件費は、期末手当など、その他手当等の減少により、前年度に比べ 0.4% の減となった。また、扶助費は子育て世帯への臨時特別給付や住民税非課税世帯に対する臨時特別給付の減少等により前年度に比べ 9.5% の減となった。

投資的経費のうち、普通建設事業費は、環境施設整備事業やスポーツ施設整備事業の進捗等による事業費の減により、前年度に比べ 15.6% の減となった。

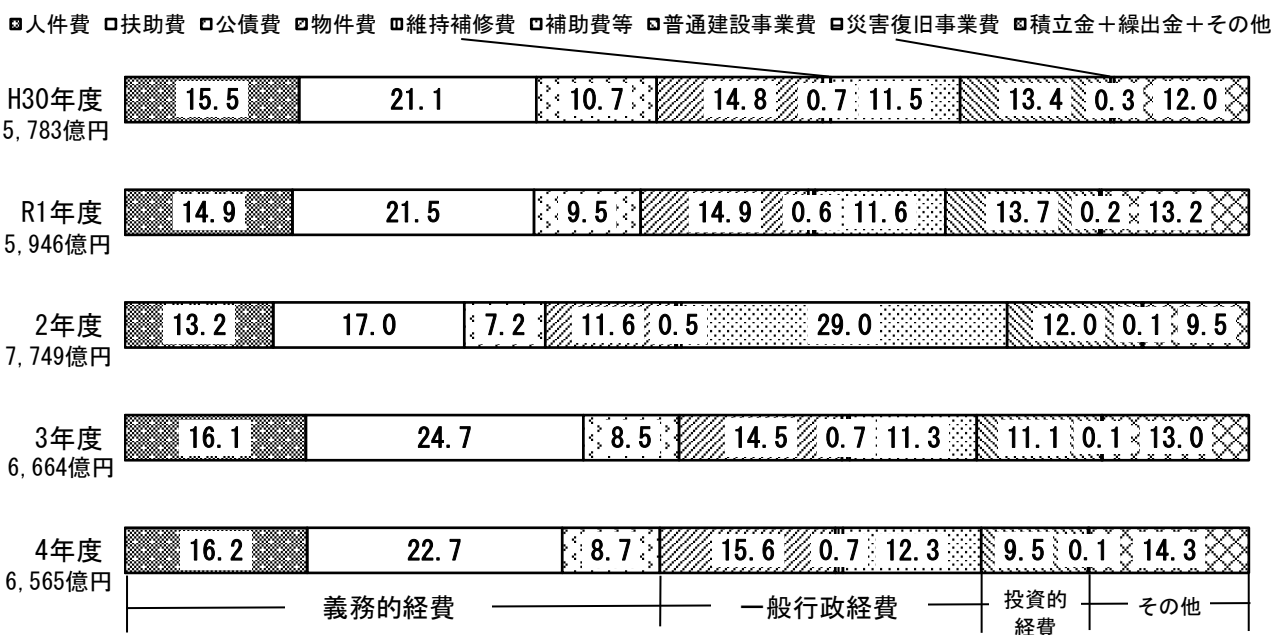
一般行政経費のうち、物件費は、ふるさと納税額の増加に伴う運営事業の増加等により、前年度と比べて 5.8% の増、補助費等は、一部事務組合の新設や消防庁舎整備に係る事業費の増に伴い、一部事務組合への負担金が増加したことなどにより、前年度と比べて 7.3% の増となった。

なお、10年前(平成24年度)の決算額と比較すると、義務的経費は 24% の増(うち扶助費は 51% の増)、一般行政経費は 48% の増(うち補助費等は 55% の増)、投資的経費は 2% の増となっており、決算額全体は 29% の増となった。



第7図 性質別歳出決算額構成比の推移

(単位: %)



5 財政構造の弾力性

財政構造の弾力性を示す経常収支比率について、分子である経常的経費充当一般財源が扶助費や物件費等の増により増加し、分母である経常一般財源は臨時財政対策債の減により減少した結果、90.3%（都市90.4%、町88.3%）と前年度より3.0ポイント上昇した。

(1) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標の一つとして、一般的に経常収支比率が用いられている。

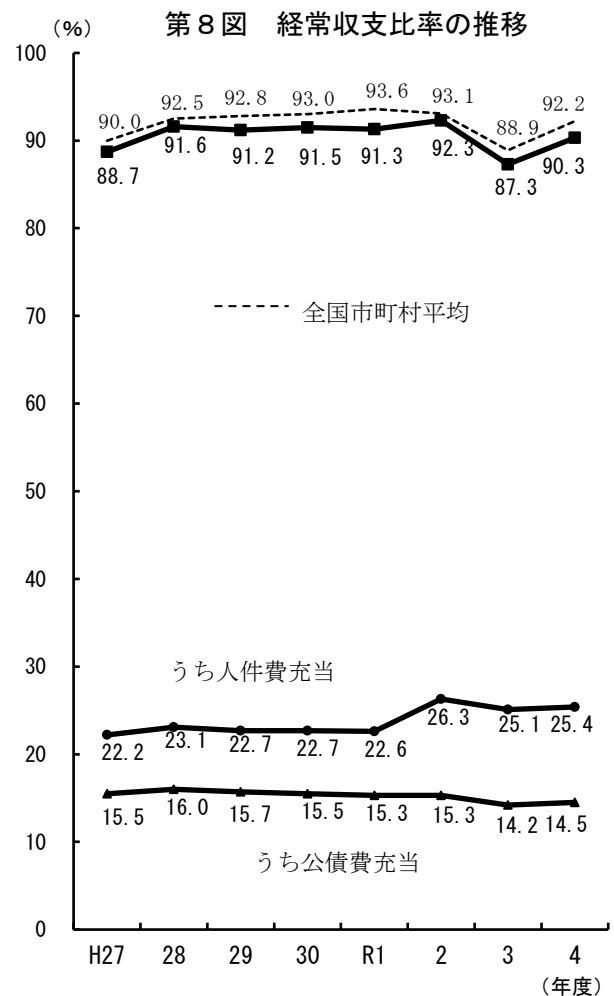
これは、歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源等に対する割合を示すものであり、この比率が低いほど財政に弾力性があることを示している。

令和4年度の経常収支比率は、分子である経常的経費充当一般財源が扶助費や物件費等の増により増加し、分母である経常一般財源は、臨時財政対策債の減により減少したことから、前年度の87.3%に比べて3.0ポイント上昇し、90.3%となった。

経常収支比率の内訳として、人件費に充当されたものの比率は25.4%で、前年度に比べ0.3ポイントの上昇、公債費に充当されたものの比率は14.5%で、前年度に比べ0.3ポイントの上昇となっている。

経常収支比率を段階別で見ると、90%を上回る団体は9団体となった。

団体別の経常収支比率の前年度との比較では、17団体において比率が上昇、2団体において低下した。



経常収支比率の段階別団体分布

年度 \ 率	～70	70～75	75～80	80～85	85～90	90～95	95～100	100～
H30	0	0	0	1	7	8	3	0
R1	0	0	0	1	5	10	3	0
2	0	0	0	0	3	14	2	0
3	0	0	0	5	12	2	0	0
4	0	0	0	2	8	8	1	0

6 将来にわたる実質的な財政負担

将来にわたる実質的な財政負担（地方債現在高＋債務負担行為額－積立金現在高）は、全体としては、前年度比5.9%減少し、5,179億63百万円となった。

地方債現在高は、前年度比2.8%減少し、5,889億83百万円となった。

債務負担行為は、前年度比2.5%増加し、1,654億72百万円となった。

また、積立金現在高は、財政調整基金、減債基金およびその他特定目的基金すべての増加により、総額では前年度比9.0%増加し、2,364億92百万円となった。

(1) 地方債現在高の状況

令和4年度末の地方債現在高は、5,889億83百万円であり、臨時財政対策債等の新規発行額の

減により、前年度末(6,057億98百万円)に比べると168億15百万円減少した。

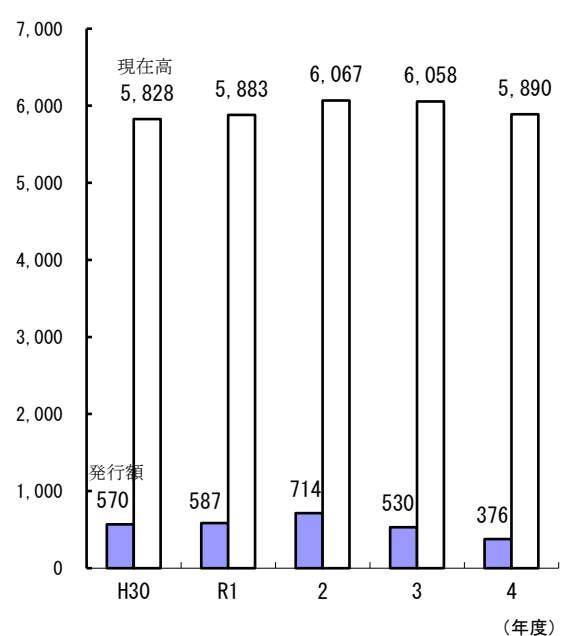
地方債現在高のうち、平成13年度以降発行されている臨時財政対策債の占める割合は前年度より減少し、2,311億61百万円となっている。

なお、住民一人当たりの地方債現在高は、416,540円(前年度428,058円)となっている。

地方債現在高の目的別構成比をみると、臨時財政対策債(39.2%)、一般単独事業債(33.2%)、学校教育施設等整備事業債(7.8%)が主なものである。

借入先別内訳をみると、市中銀行(38.9%)、財政融資資金(26.4%)、地方公共団体金融機構資金(15.0%)、共済等(1.4%)等となっている。

第9図 地方債発行額、現在高の推移



(2) 積立金現在高の状況

令和4年度末の基金残高は、全体としては2,364億92百万円で、前年度末(2,169億17百万円)に比べると195億75百万円増加した。団体別の基金残高の前年度との比較では、14団体において残高が増加、5団体において減少した。

基金別の内訳でみると、財政調整基金(現在高683億30百万円)は前年度末に比べて56億83百万円の増加、減債基金(現在高334億68百万円)は4億78百万円の増加、その他特定目的基金(現在高1,346億94百万円)は公共施設等の整備のための基金への積立や取崩し、ふるさと納税を財源とする積立等により134億14百万円の増加となった。

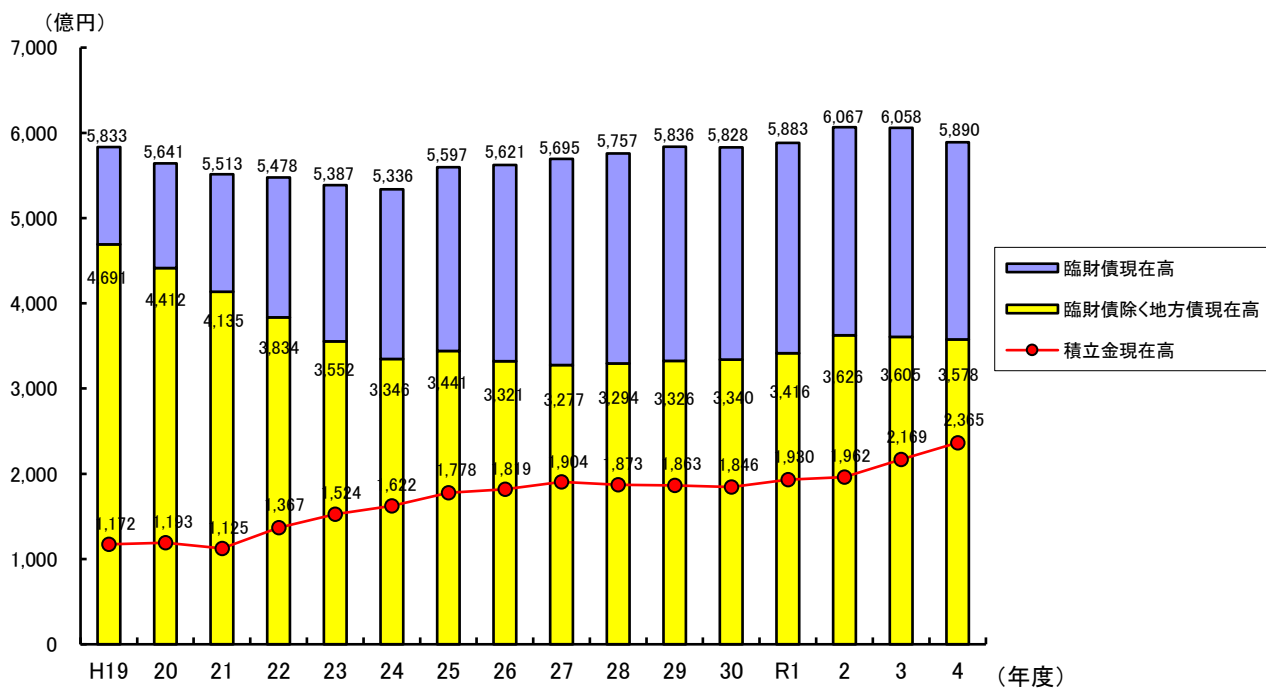
(3) 債務負担行為による翌年度以降支出予定額の状況

令和4年度末の債務負担行為による翌年度以降支出予定額は、1,654億72百万円であり、前年度

末（1,614億49百万円）に比べると、40億23百万円増加している。

なお、地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた実質的な財政負担は、5,179億63百万円となり、前年度（5,503億30百万円）から323億67百万円、5.9%減少した。

第10図 地方債現在高・積立金現在高の推移



7 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率

平成 19 年 6 月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）が公布され、地方公共団体は、平成 19 年度決算から健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務づけられた。

平成 20 年度決算からは、健全化法の全面施行を受けて、比率が指標ごとに定められた早期健全化基準、財政再生基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられている。

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内では実質赤字が生じた市町はなく、全国においても実質赤字が生じている団体はない。

早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 11.25%～15%とされており、財政規模が小さい団体ほど高くなる。また、財政再生基準は 20%とされている。

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（または資金不足比率）の標準財政規模に対する比率である連結実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内では連結実質赤字が生じた市町はなく、全国においても連結実質赤字が生じている団体はない。

早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 16.25%～20%とされており、財政規模が小さい団体ほど高い。また、財政再生基準は 30%とされているが、平成 20 年度および平成 21 年度決算は 40%、平成 22 年度決算は 35%、平成 23 年度決算から 30%と段階的に引き下げられている。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率は、4.4%（都市 4.3%、町 5.7%）となり、前年度に比べて 0.7 ポイント低下している。

なお、地方債協議制度において許可団体とされる、実質公債費比率が 18%以上の団体はない。

実質公債費比率は、地方債協議制度の導入に伴い、すでに平成 18 年度から導入されており、健全化法においても健全化判断比率として採用されている。

一般会計等が負担する公債費（元利償還金）および公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるもの（準元利償還金）の標準財政規模に対する比率を表し、前 3 年度（令和 2 年度から令和 4 年度）の平均値で表している。

平成 18 年度から地方債は、許可制度から協議制度へと移行しているが、早期の財政健全化への取組を促すための措置（早期是正措置）の一つとして、18%以上の団体は、地方債の発行に際し、公債費負担適正化計画を策定の上、引き続き許可が必要となる。県内において18%以上の団体はない。

早期健全化基準については、25%とされており、財政再生基準は35%とされている。

県内で早期健全化基準以上の団体はないが、全国では、財政再生基準以上の団体が1団体ある。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率は、地方債現在高等の将来負担額に比べ、基金等の充当可能財源額が多いため、数値なし。

健全化法において新たに定義された指標であり、一部事務組合、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表す。（地方債現在高等の将来負担額に比べ、基金等の充当可能財源額が多い場合、将来負担比率は算定されない。）

なお、自治体の貯金に当たる基金や公債費に充てる特定財源分（公営住宅の使用料、都市計画事業関連地方債償還に充当する都市計画税等）、地方債現在高に係る普通交付税算入見込額は、将来負担額から控除できる。

早期健全化基準は、350%とされており、財政再生基準は設けられてない。

県内で早期健全化基準以上の団体はなく、全国においても早期健全化基準以上の団体はない。

(5) 早期健全化基準および財政再生基準

県内で早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はなし。

県内市町において、早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はなかったが、平成 20 年度決算から、この基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられることとなった。

なお、令和 4 年度決算において、全国では以下のとおり早期健全化基準以上の団体があった。

- | | | | |
|----------|------------|-----------|------------|
| ・実質赤字比率 | 0 団体（0 団体） | ・連結実質赤字比率 | 0 団体（0 団体） |
| ・実質公債費比率 | 1 団体（1 団体） | ・将来負担比率 | 0 団体 |

※（ ）内はうち財政再生基準以上の団体数。将来負担比率については「財政再生基準」はなし。